



宮 崎 県 公 報

平成22年1月28日 (木曜日) 第 2154 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1		公 告
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1		○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 2
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 1		○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示…… (河川課) 2
		公安委員会公告
		○警備員等の検定の実施について…………… 2

告 示

宮崎県告示第48号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年1月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市宇和田町 835-3、840、841、北方町下鹿川字西畑申 565-3、申 565-6、申 565-8
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

835-3・840・字西畑申 565-3・申 565-6・申 565-8 (以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年1月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

		土砂災害警戒区域	土砂災害の発生
--	--	----------	---------

市町村名	地 区 名	の箇所 (溪流) 番号	原因となる自然現象の種類
西米良村	宮之瀬その1	I-1-1054	急傾斜地の崩壊
	田無瀬	I-1-1061	急傾斜地の崩壊
	八毛巻	I-1-1066	急傾斜地の崩壊
	八毛巻-1	II-1-6094	急傾斜地の崩壊
	縄瀬1	07-403-2-012	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第50号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年1月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西米良村	宮之瀬その1	I-1-1054	急傾斜地の崩壊
	田無瀬	I-1-1061	急傾斜地の崩壊
	八毛巻	I-1-1066	急傾斜地の崩壊
	八毛巻-1	II-1-6094	急傾斜地の崩壊

繩 瀬 1	07- 403- 2 - 012	土 石 流
-------	------------------	-------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第51号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年 1 月 28 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 21- 4	小堀正彰	小林市大字細野字 新竹前1729番 6	6.00	43.89	平成22 年 1 月 8 日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の 3 第 1 項の規定により、高浜地区県営土地改良事業(宮崎市、畑地帯総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成22年 1 月 28 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成22年 1 月 28 日から平成22年 2 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内、高岡総合支所農業振興課内

河川法(昭和39年法律第 167号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部河川課及び宮崎県高岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 1 月 28 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 河川の名称
一級河川大淀川水系浦之名川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
宮崎市高岡町浦之名 607番地 1 地先から同市同町浦之名 574番地 1 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 宮崎市
住所 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号
代表者の氏名 宮崎市長 津村 重光
- 5 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面の維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成22年 1 月 28 日から道路の存続する日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 1 号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成22年 1 月 28 日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	平成22年 4 月 27 日 (火) 午前 9 時 30 分から午後 5 時 ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に済ませること。

- 2 実施場所
宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター
- 3 定員
15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者
 - (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- 5 検定申請手続
 - (1) 受付期間
平成22年 3 月 16 日(火)から 3 月 26 日(金)まで(県の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1 通
 - イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

- エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
雨天時は雨合羽も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

--	--